

施設園芸農家の燃油購入費の一部を助成します

燃油価格の高騰に伴い、農業経営に多大な影響を受けている施設園芸農家の負担を軽減するため、燃油価格が一定の基準を超えた場合に購入費の一部を助成します。

1 対象者

市内の施設園芸農家

2 補助対象経費

施設園芸用に購入した A 重油又は灯油で、基準単価（A 重油 81.6 円/L、灯油 86.5 円/L）を超える単価で購入し、納品日及び支払日が令和4年10月1日から令和5年3月31日までのもの。

3 補助金額

購入単価と基準単価の差額に購入量を乗じた金額の 1/2 以内（千円未満切捨て）。

ただし、1 経営体あたり補助上限額 30 万円。

4 申請受付期間

(1) 第1回申請受付 令和4年11月1日（火）～令和5年1月31日（火）必着

(2) 第2回申請受付 令和5年2月1日（水）～令和5年3月31日（金）必着

※補助上限額まで2回に分けての申請が可能です。

5 申請方法

必要書類を農政課に持参又は、郵送、電子メールで提出

本件に関するお問い合わせ先

農政課 農産園芸係

電話 直通 / 027-898-8704